

刑事控訴審弁護のススメ

刑事弁護委員会副委員長 大橋 君平 (55期)

控訴審弁護は、事実関係を争う場合には、誤判からの救済のために続審的な審理のありうる最終の機会に臨むという弁護活動になり、量刑を争う場合には、第一審で重い刑の宣告を受けて「大変なことになった」と改めて認識し、後悔の念で一杯の被告人のために、更生に向けての環境調整等を行う最後の機会を担うという弁護活動になります。たいへん重要な、やり甲斐のある仕事といえます。

加えて、法令を丹念に調査し、法令違反を主張することによって、被告人に有利な結果をもたらさうという面白みもあります。

控訴審弁護は、第一審での審理内容を踏まえた上で、そこからどのように争点を抽出するか、そしてその争点をどう争うかがポイントになりますから、真剣に取り組めば、短期間のうちに弁護活動のスキルを身につけることにもつながります。控訴審弁護は、決して、「既に終わった事件」について、「無益な書面作り」をするというものではありませんし、また、そのような結果に終わらせてはならないという気持ちで取り組むべきものだと考えます。

実際、米国で19件の第一級謀殺の有罪事件の弁護を担当し、その全てについて死刑を回避した Andrea D. Lyon は、著書“Angel of Death Row”の中で、弁護士になったばかりの頃に、「既に敗訴した事件の記録を調査して書面を作ること」だと思っていた控訴審弁護を担当した際のことについて、「控訴審弁護は、意外にも、貴重な経験となった」(“turned out to be an unexpected gem of a job”) 旨を述べておられます。

ある程度、第一審での弁護活動を経験したことが

あれば、控訴審弁護に取り組むことは十分に可能です。多少の経験不足・知識不足は、熱意で補うことができますし、熱意をもって取り組めば、得られるものが多くあります。特に若手弁護士に、刑事控訴審の弁護活動への取り組みを、強くお勧めしたいと思います。

では、具体的にどのようにして、控訴審の弁護活動に取り組めばよいのでしょうか。以下では、私と同じ事務所に所属しており、日頃ご指導いただいている、村上康聡弁護士(37期)のいくつかの担当事件の判決を簡単にご紹介することで、その手がかかりをお示ししたいと思います。

① 東京高判平成21年12月28日

道路交通法違反等の事案について、懲役2年6月の原判決を量刑不当を理由に破棄して、懲役2年の自判がなされた事案です。同種前科で複数回服役した前科があるなどの事情から、「被告人のために酌むべき事情を考慮しても、被告人を懲役2年6月に処した原判決の量刑はその時点においては、相当であって、重すぎて不当であるとはいえない。」と判断されています。しかしながら、「被告人は、原判決後、本件各犯行に対する反省をより一層深めるとともに、(中略)更生に向けて、並々ならぬ決意を語り、これを認めた陳述書も提出した。そこに見られる被告人の態度は、決して表面的なものではなく、真面目なものと認められる。」「婚約者は、心底から被告人の更生を期待し、それを信じて、懸命に努力していると認められるが、当審における証言態度も極めて真摯で、その言葉は上滑りのものではなく、よく考

え抜かれた内容であり、信をおけるものであった。」
「実刑は免れないものの、被告人に対しては、比較的短期で刑を終えて社会に復帰させても更生できるような環境が整ったというべきであり、してみると、原判決の量刑は、現時点においてみる限り、刑期の点において重きに過ぎるに至った。」として、原判決が破棄されています。

何が原判決破棄をもたらしたのか、判決文自体から明確に読み取れます。

② 東京高判平成20年3月13日 判タ1337号 58頁

覚せい剤密輸入の事案について、懲役6年及び罰金200万円の原判決を量刑不当を理由に破棄して、懲役3年執行猶予5年及び罰金200万円の自判がなされた事案です。

営利目的はなかったという事実誤認の主張がなされていたこともあってか、量刑不当の主張に対する判断の中で、犯行に関わることになったいきさつ（犯罪組織とは全く縁のない主婦が、甘い言葉で誘われ断り切れなかった）や、共犯者間での役割の軽重（密輸組織の中核にいた者とは格段の差がある）について、丁寧な認定がなされた上で、「当審における事実取調べの結果によれば、被告人の雇用主が今後被告人を雇っていくことを約束する旨の書面を当裁判所に提出していること、被告人の近隣の住民からも、今後被告人を支えていく旨の書面が提出され、400人近い人たちが被告人の減刑を求める嘆願書の作成に協力している状況にあることが認められ」ることを考慮して、原判決が破棄され、執行猶予付の自判がなされています。

原判決の量刑を考えると、控訴審での熱心な弁護活動なくしては、執行猶予付という結果はなかったであろうと感じずにはられません。聞くところによると、判決宣告後、被告人のみならず、弁護人も、傍聴していたロースクール生も、感動の余り号泣したということです。

③ 東京高判平成22年4月27日

覚せい剤有償譲渡等の事案について、懲役1年10月の原判決を法令適用の誤りを理由に破棄して、懲役1年10月の自判がなされた事案です。刑期こそ減輕されていないものの、控訴審での未決勾留日数の全部が法定通算されます（刑訴法495条2項）。第一審での未決勾留日数の裁定通算や、上告期間の法定通算も考慮すると、残刑期は1年1か月余りとなっています。

原判決は、被告人が覚せい剤代金として得たものとして任意提出した1万円札を追徴していましたが、弁護人が「覚せい剤代金として得た不法財産たる1万円札1枚は、不法財産以外の財産である被告人の所持金と混和し、所持金の額が以後1万円を下回ったことはなかった。よって、麻薬特例法12条、11条1項1号、組織犯罪処罰法14条により、被告人の“所持金”から、覚せい剤代金額に相当する1万円の価額を“没収”すべきであった。」と主張し、これがそのまま認められて原判決が破棄されています。

法令違反の主張が、被告人に有利な結果をもたらしうることを示す好例といつてよいように思われます。